

## 多様な教材を活用した指導の工夫



広島県教育委員会  
義務教育指導課

1

## 道徳科が全面実施となり・・・

### 【変わらないこと】

- ・道徳教育は、全教育活動を通じて行うこと
- ・道徳教育の要として道徳科の授業を年間35時間以上(小1は34時間以上)行うこと
- ・道徳教育及び道徳科では、道徳性を養うことを目標としていること

## 道徳科が全面実施となり・・・

### 【変わること】

- ・道徳科の授業で児童生徒を評価すること(記録として残す)
- ・教科用図書を主たる教材として使用すること

教科書の授業展開で授業を進めなければならない？

教科書に記載されている発問を必ずしなければならない？

### 第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点 1 教材の開発と活用の創意工夫

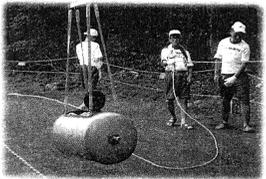
児童生徒の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、**多様な教材の活用**に努めること。特に、生命の尊厳、(社会参画)、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、**児童生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと**



①実践事例【地域教材を取り入れた工夫】  
(東広島市立河内中学校 令和元年度公開研究会より)



ボランテア活動でアユのつかみ取りを手伝う河内中学生



手作りの道徳コーナーを手伝う河内中学生

河元さんは、フェスティバルのさまざまな様子を見ながら話してくださいました。

「しかし、今年こそは、高齢化が進み人が去っていくばかりの河内町をもっと活性化させたい」として、昨年の災害からの復興のシンボルとして成功させたかった「リバーサイド」だけでなく、河内町を中心に人が集まる町にしていきたい。この町を築き上げていくためには、河内町を水に囲まれた町に、子供たちの歓声が上がる町にしたい。私は、アユのつかみ取りの補助のボランティアもしたい。アユを捕まえることができない小学生と一緒に捕まえる仕事です。活動しながら、楽しんででもええよう、捕まえ方を工夫しました。お客さんも私も捕まえるのがとても上手になり、何とも言えない充実感に満ちました。

その後、スタッフのひとりである地域の西山さんにも話を伺いました。「河内町は、地域行事が多いところです。地域行事を通して、河内から子供がいなくなるのを食い止めた、他の地域にはないものを作りたいという思いもあっています。」

それでは、このフェスティバルへの思いは、深く大げさなだけに改めて感じました。そこで私は、県内や県外から祭りにも参加してもらえよう、ボランティアも募集し、来年のチラシに入れていただけるよう、主催者の河元さんにお願いをしようと思っていきました。将来、私はアユを獲りてみさんに食べてもらうスタッフになっているかもしれない。

【第2学年 道徳学習プログラム】

河内中学校で付けた「実質・能力：自分とは異なる立場や考えを理解し、協働して物事をなそうとする力」  
郷土の魅力に触れて～リバーサイドフェスティバル～

時期	教科・領域等	道徳科の授業	体験活動、家庭・地域との連携	生徒の意識の醸成
6月	特別活動・行事 「運動会」において、生徒の発案で、河内地域の前で競技を行う。	【内容項目】C社会参画、公共の精神 【教材名】「住みよ社会に」(出典「新しい道徳2」東京書籍)マナーがカメラに監視されることについて話し合い、社会参画の意義を高め、公共の精神をもって、よりよい社会の実現に努める態度を育てる。	地域との連携 「運動会」	地域の大人に自分たちの頑張る姿を誇示したい。 地域の文化や伝統を学び、継承していきたい。
7月	総合的な学習の時間 「和心こうち」の取組・発表を行い、地域の伝統や文化とその継承について話し合う。	【内容項目】C郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度(D) 【教材名】「終りの町」(出典「新しい道徳2」東京書籍)地域社会の一員としての自覚をもち、地域の文化や伝統の継承に気づく仕事やその発展に努め、進んでその発展に努めようとする心算を養う。	地域との連携 PTA資源回収	郷土に対して愛着の持った、郷土の良さを広げるために、もっとよく知りたい。
11月	総合的な学習の時間 「職人気持」を軸として、職人気持の大切さや、自己の生き方を考える。	【内容項目】C郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度(D) 【教材名】「@リバーサイドフェスティバル」(自由教材)地域に住む人々の思いについて、地域の行事やその行事に関わる人々の姿を通して考え、郷土に対する認識を高め、進んでその発展に努めようとする心算を養う。	地域行事 河内福祉ふれあい祭	河内のことを自分自身で知ることが大切だ。自分自身に何が出来るか、自分自身に何が出来ないか、自分自身に何を出来るか、自分自身に何を出来ないか、自分自身に何を出来るか、自分自身に何を出来ないか。
12月	地域との連携 「学校行事」発表 1. 河内神楽 2. 入道屋未装 3. 豊年祝	【内容項目】C郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度(D) 【教材名】「@リバーサイドフェスティバル」(自由教材)地域に住む人々の思いについて、地域の行事やその行事に関わる人々の姿を通して考え、郷土に対する認識を高め、進んでその発展に努めようとする心算を養う。	体験活動 リバーサイドフェスティバル	郷土の伝統を守っていくことに責任を神格化したい。
	めざす子供の姿(育てたい力) 地域の伝統と文化について興味を持ち、地域の行事に積極的に関わろうとし、地域のために何ができるかを考え、友達と協力しながら行動し、課題を解決しようとする姿。	【内容項目】D自然愛護 【教材名】「@リバーサイドフェスティバル」(自由教材)自然と人間との関わりについて考え、自ら進んで自然環境の保全に努めようとする態度を育てる。	体験活動 森づくりバズル デイスカッション ワークショップ イン河内	郷土の伝統を守っていくことに責任を神格化したい。

②実践事例【導入における工夫】  
(三次市立三次中学校 令和元年度公開研究会より)

学年：第1学年

主題名：集団の充実

(Cよりよい学校生活、集団生活の充実)

教材名：むかで競走 (出典 日本文教出版)

ねらい：

むかで競走を通して変化する学級の雰囲気を変えたものを通して、集団の一員としての自覚をもち、協力し合って集団を築くことの大切さに気づき、集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活を充実させていこうとする道徳的実践意欲と態度を養う。

②実践事例【導入における工夫】  
(三次市立三次中学校 令和元年度公開研究会より)

学習活動	主な発問【○基本発問 ◎中心発問 ◻補助発問 ④問い返し】				教師の動き	
	・予想される生徒の反応		□指導上の留意点 ☆評価の観点(評価方法)		T1	T2
導入	1 文化祭を通して考えたクラスのことについて紹介する。	○文化祭を通して、クラスのこと考えたことを振り返りましょう。 ・良いものになったと思います。みんなだまとまって(一丸になって)できたと思う。 ・「成功とか」「良かった」とは言えないと思いました。来年は「成功」と言えるように頑張りたい。 ・初めての文化祭としては成功したと思うけど、このままでは絶対だめ。	□文化祭後の振り返りをもとに、課題意識をもたせる。 ※事前に道徳ノートに貼っておく。	発問		
	2 教材「むかで競走」について話し合う。 ①教材のクラスが抱える問題を考える。 S(しっかひ) M(みんな) (グループ→全体)	○このクラスの問題点はどのようなところだと思いましたか。 【拓出】(むかで競走のリーダー) ・朝練に遅刻するなど無責任。 ・リーダーらしくない。 ・「優勝したい」ばかりで周りが見えていない。	□教材に出てくるクラスの問題を感じる点を意識させながら話させる。 □イメージマップを用いて、登場人物ごとに問題点を考えさせる。 □競技に取り組んでいったクラスの実態を押	発問 展開	範読	展開 板書

②実践事例【導入における工夫】  
(三次市立三次中学校 令和元年度公開研究会より)

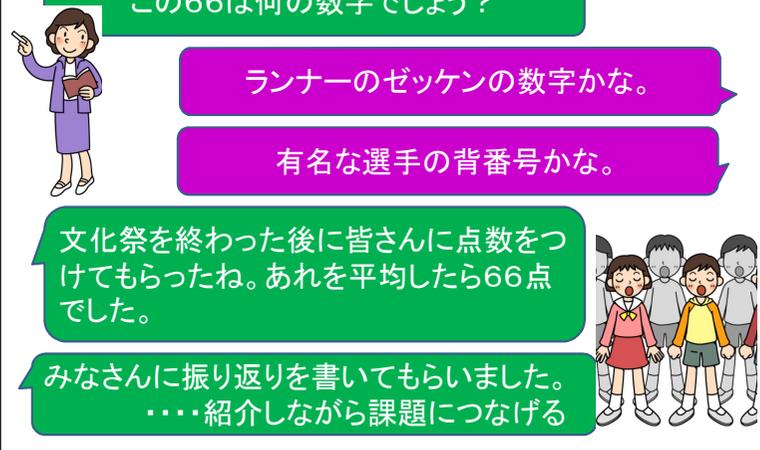
この66は何の数字でしょう？

ランナーのゼッケンの数字かな。

有名な選手の背番号かな。

文化祭を終わった後に皆さんに点数をつけてもらったね。あれを平均したら66点でした。

みなさんに振り返りを書いてもらいました。  
……紹介しながら課題につなげる



③実践事例【終末における工夫】  
(海田町立海田南小学校 海田町道徳教育推進協議会より)

学年：第4学年  
 主題名：友達と信頼し合う(B 信頼, 友情)  
 教材名：ぼくらだってオーケストラ(東京書籍)  
 ねらい：  
 市の連合音楽会に向けて、練習を重ねるにつおとなつみの心情を考えるを通して、友達と互いに理解し、信頼し、相手のことを思って励まし合いながら共に伸びていく関係を築こうとする心情を育てる。

③実践事例【終末における工夫】  
(海田町立海田南小学校 海田町道徳教育推進協議会より)

つめる	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦手なことから逃げずに友達と協力し合って頑張る関係。</li> <li>ボートボールの学習みたいに、自分のことだけでなく、みんなが楽しめるように協力していく関係。</li> <li>友達のことを考えて、いけないことをめようと注意し合える関係。</li> </ul>	振り返りを全体に紹介する。 * 真の友情について気持ちよき、よい友達になるために自分はどうすべきかを考えている
あ	5 保護者の子ども時代の友情物語を読み、友達の大切さについて気付いたことを発表する。 ○ おうちの人の手紙を読んで感想を発表しよう。 ・お父さんも、子どもの頃友達に励ましてもらって頑張ったことがあったと分かりました。 ・お母さんは、今でも小学校時代の友達と仲よしだと知りました。 ・友情は、大人になっても大切な思い出として残ることが分かり、今の友情関係を大切にしていきたい。	□家庭・地域と一体となった体験活動を含む「道徳学習プログラム」との関連 事前に保護者に子ども時代の友情物語を手紙にしてもらい、それを読むことで、友情は大人になっても大切な思い出として残ることを知り、互いに理解し合い、協力し、切磋琢磨していく友情の大切さに気付かせる。 ◇ ゆったりと手紙に浸れる雰囲気を作り、保護者の友情物語の中から、真の友情について感銘を受けた素直な感想を取り上げる。

保護者の価値観(友情)を知ることで、さらに道徳的価値に対する考えを深める

道徳科が全面実施となり……

【変わること】

・道徳科の授業で児童生徒を評価すること(記録として残す)

・教科用図書を主たる教材として使用すること

教科書の授業展開で授業を進めなければならない？

教科書に記載されている発問を必ずしなければならない？

## 第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点 教材の開発と活用の創意工夫

活用する教材の選択に際しては、生徒の興味を引くことのみには留意するのではなく、道徳科の目標や道徳科の特質を踏まえて「この教材で何を考えさせるのか」という授業のねらいの観点から選択する必要がある。

中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編

ねらいに迫るため、  
指導者が明確な指導の意図をもつこと

17

## 第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点 2 道徳科に生かす教材

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

小・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編

18

学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)(平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知)[抄]

### 1. 補助教材の使用について

- (1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作権の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材(補助教材)で、有益適切なものは、これを使用することができること(学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条)。  
なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。
- (2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

### 2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

- (1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。
  - ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
  - ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
  - ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な理解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。
- (2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。
- (3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項)、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。  
ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。  
なお、教育委員会が届出、承認にからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。

道徳科が全面実施となり・・・

### 【求められていること】

- ・ 教育の目標
- 豊かな情操と道徳心(豊かな心)を培う
- ・ これからの時代に必要な資質・能力の育成
- 知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養
- ・ 教育課題への対応
- いじめ問題、情報モラル、ESD等への対応
- ・ 道徳科の授業の量的確保
- 年間35時間以上実施して評価する
- ・ 道徳科の授業の質的転換
- 「主体的・対話的で深い学び」(考え、議論する道徳)